



概要版

甲 賀 市

第 8 期介護保険事業計画

高齢者福祉計画



令和3年（2021年）3月

はじめに

■計画策定の趣旨

甲賀市（以下「本市」という。）においては、「みんなでつくり育てる 健康・いきいき・安心のまち あい甲賀」を基本理念として、本市における地域包括ケアシステムの構築と高齢者福祉の充実に向けた取り組みを進めてきました。

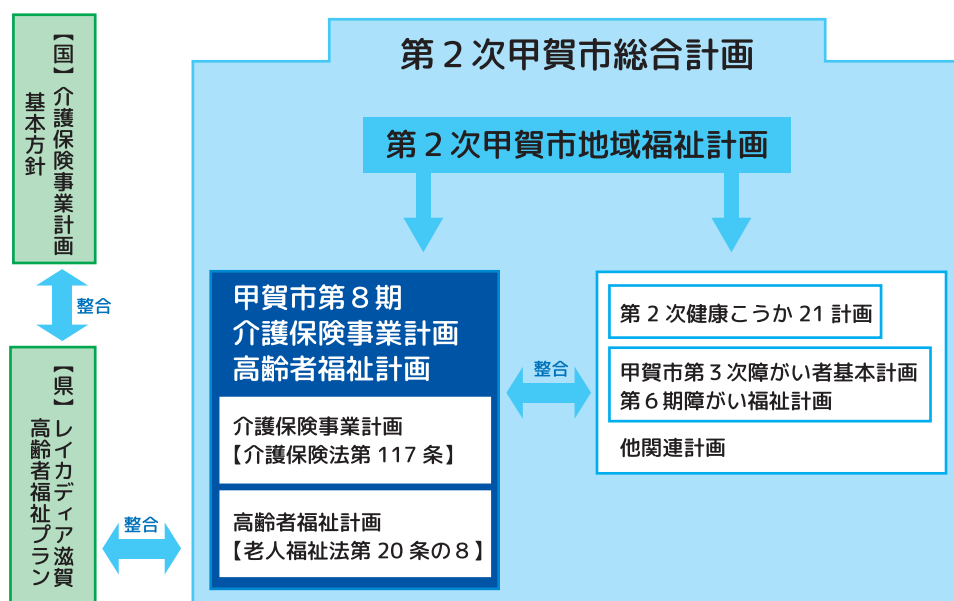
一方で、本市の高齢者人口は増加傾向で推移しており、令和2年（2020年）10月1日現在、総人口が90,265人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は25,138人となっており、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）が27.8%と、「4人に1人が65歳以上の高齢者」という状況になっています。

こうした本市の状況や国の動向を踏まえながら、前期計画の取り組みを継承しつつ、市内で生活するすべての高齢者が、生きがいを持って安心して生活できる環境を実現するために、「甲賀市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定しました。

■計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

計画の策定にあたっては、「第2次甲賀市総合計画」を上位計画として、「第2次甲賀市地域福祉計画」等の関連計画と整合を図るものです。



■計画の期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とし、地域包括ケア整備の目標年次であり、団塊の世代の全員が75歳以上となる令和7年度（2025年度）を見通した計画となっています。

団塊の世代が65歳以上に

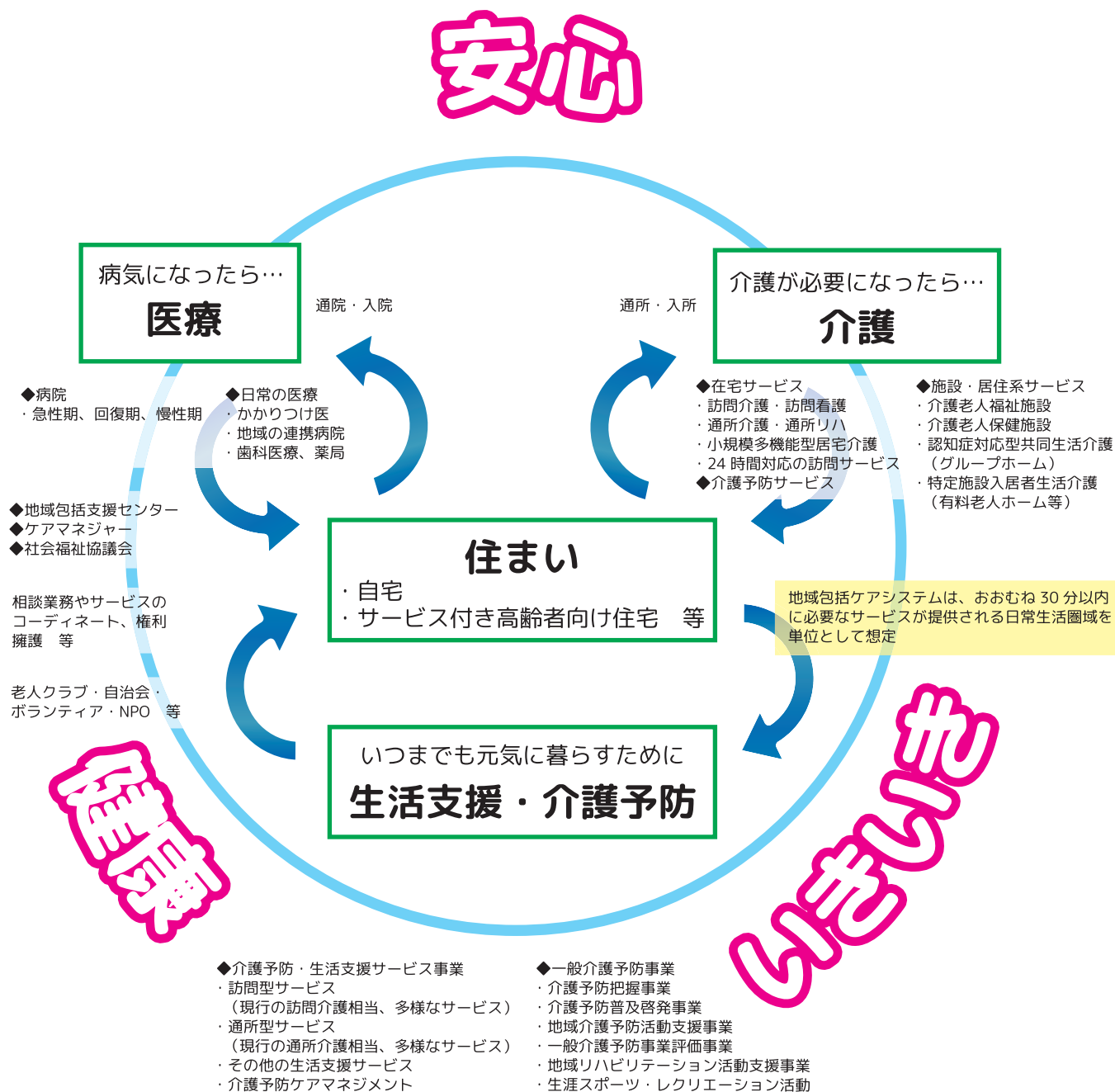
団塊の世代が75歳以上に



【本市の地域包括ケアシステムがめざす令和7年（2025年）の姿】

高齢者一人ひとりが、どのような心身の状態であっても、住み慣れた地域で、尊厳を保ち、自分らしい日常生活を人生の最期まで営んでいます。

本市の地域包括ケアシステムは、計画の基本理念を支える『健康・いきいき・安心づくりシステム』です。

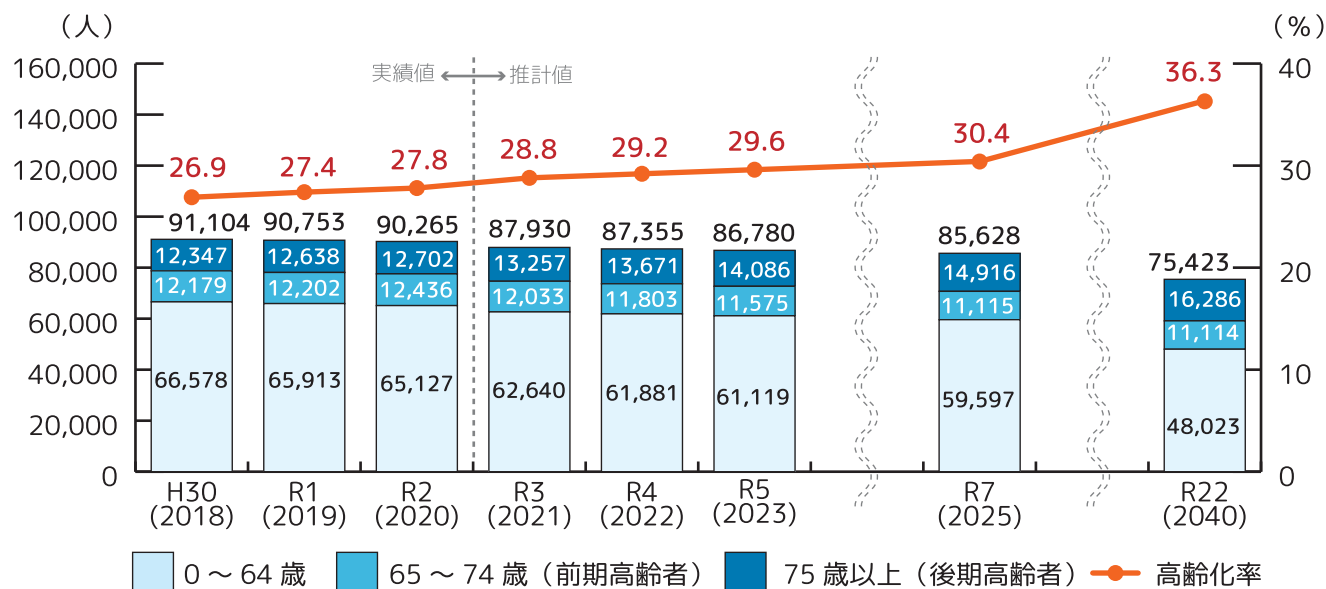


地域包括ケアシステムとは、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組みであり、第8期介護保険事業計画における重点課題となっています。

甲賀市の高齢者を取り巻く状況

■人口の状況及び推計

本市の人口は減少傾向にあり、令和2年（2020年）10月1日現在で90,265人となっています。
また、今後の本市の総人口を推計すると、本計画期間の最終年度の令和5年度（2023年度）には、総人口は86,780人、65歳以上が25,661人（高齢化率29.6%）になると見込まれます。

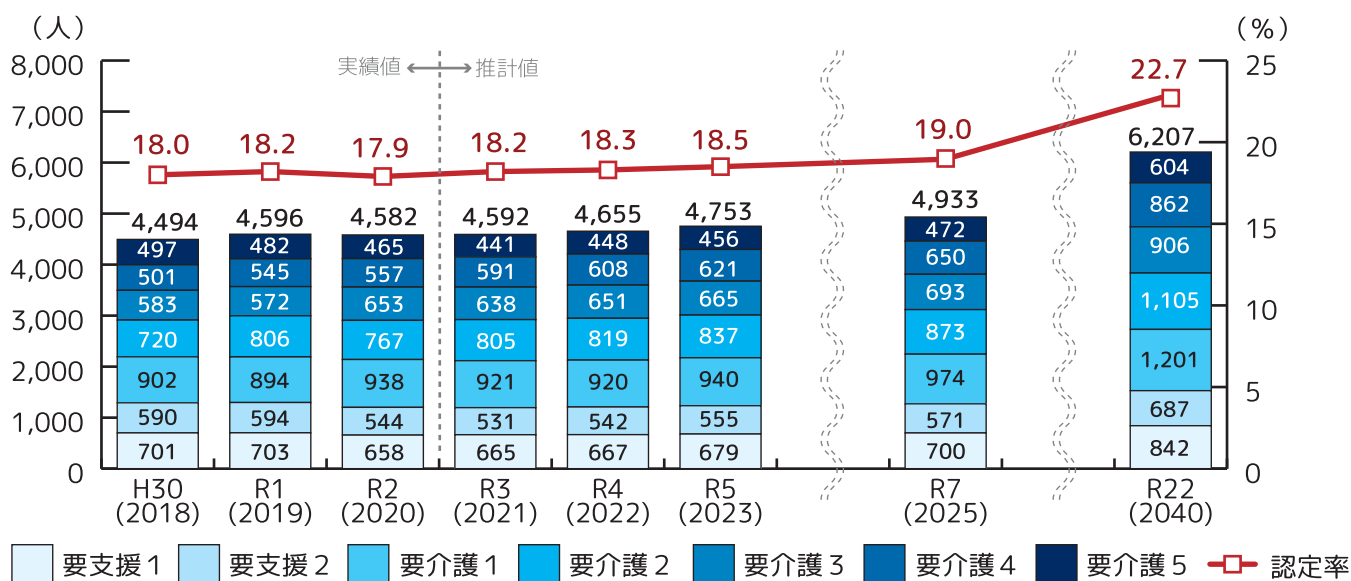


資料：実績値…長寿福祉課（各年10月1日現在）

推計値…国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（日本の地域別将来推計人口（平成30年推計））」の補正值

■要支援・要介護認定者数の状況及び推計

本市の要支援・要介護認定者数は高齢化の進行とともに、増加傾向となっています。
また、今後の第1号被保険者における要支援・要介護認定者数を推計すると、65歳以上人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数は年々増加し、本計画期間の最終年度の令和5年度（2023年度）には、4,753人になると見込まれます。



資料：実績値…長寿福祉課（各年10月1日現在）

推計値…介護保険事業報告のデータを基に、被保険者人口の推計値と性・年齢階級別の認定率を踏まえて推計した。

計画の基本理念

これまでの基本理念を普遍的なものとして引き継ぎ、次のとおり基本理念を掲げます。

みんなでつくり育てる 健康・いきいき・安心のまち あい甲賀

- 「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の基本原則を踏まえ、社会を支える一員として、基本的人権が尊重され、健康でいきいきと活躍できるまちづくりをめざします。
- 介護が必要な状態となっても個人として尊重され、自らの意思に基づき、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活ができるような社会づくりをめざします。
- いつまでも安心していきいきと暮らすことができるよう、行政や公的サービスの提供者だけでなく、市民や民間団体など地域全体で高齢者を支える仕組みを構築していきます。

施策の展開

1. 高齢者を支える地域包括ケアシステム『健康・いきいき・安心づくりシステム』の実現

(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- ①自立支援・重度化防止に資する施策の推進（★重点） ②ケアマネジメントの質の確保（★重点）
- ③多職種連携による推進 ④市民への啓発

★重点施策

- PDCAサイクルのプロセスを踏まえた取り組みや評価を行い、施策の推進を図ります。
- ケアマネジメントに関する基本方針を定め、ケアマネジメントの質の確保に努めます。

(2) 地域包括支援センターの機能強化

- ①日常生活圏域の地域ニーズや課題の把握等 ②総合相談支援事業（★重点） ③地域ケア会議等の活用（★重点）
- ④働く家族を含めた相談体制の充実・情報提供（★重点）

★重点施策

- 複雑化・複合化する住民課題に対応するために、総合相談体制の充実を図ります。
- 地域ケア会議等を活用して関係機関や多職種が連携・協力し、包括的かつ継続的に地域や個別の課題解決に努めます。
- 働きながら介護等を行う労働者を支援するため、相談体制の充実や情報提供を行います。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

I. 現状分析・課題抽出・施策立案

- ①地域の医療・介護資源の把握 ②在宅医療・介護連携の課題の抽出
- ③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進（★重点） ④在宅医療コーディネート機能の充実

II. 対応策の実施

- ①在宅医療・介護関係者に関する相談支援 ②地域住民への普及啓発 ③医療・介護関係者の情報共有の支援
- ④医療・介護関係者の研修

III. 対応策の評価・改善

IV. 滋賀県保健医療計画との連携

★重点施策

- 地域の医療と介護が連携を強化し、切れ目のない提供体制の構築を推進します。

(4) 認知症施策の推進

- ①認知症ケアパスの活用推進 ②認知症の予防、早期診断・早期対応（★重点）
③地域での日常生活・家族の支援の強化（★重点） ④若年性認知症対策（★重点） ⑤高齢者・介護者への支援

★重点施策

- 認知症の早期発見、早期診断を行い、認知症予防のための取り組みを推進します。
- 認知症になっても安心して過ごせる社会をめざし、地域の居場所やネットワークづくりに努めます。

(5) 権利擁護の推進

- ①高齢者虐待防止の推進（★重点） ②権利擁護に関する取り組み

★重点施策

- 高齢者虐待防止に向けた啓発及び早期発見・早期対応を推進し、相談につながるネットワークづくりに努めます。

(6) 高齢者のための多様な住まいの確保

- ①高齢者向け住宅の整備 ②高齢者向け施設の改善・整備

2. 総合的・効果的な生活支援・介護予防サービスの基盤整備

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

- ①訪問型サービス（ホームヘルプサービス） ②通所型サービス（デイサービス） ③その他の多様なサービス
④介護予防支援事業（ケアマネジメント）

(2) 生活支援サービスの体制整備

- ①生活支援サービス等への参加啓発 ②地域に不足する生活支援サービスの開発（★重点）
③担い手（ボランティア等）の育成（★重点） ④担い手（ボランティア等）が活躍する場の確保
⑤複合的な生活課題の解決に向けた体制の整備（重層的支援体制整備）（★重点）

★重点施策

- コーディネーターや協議体と連携し、地域課題やニーズに応じた生活支援サービスの開発に向けた検討を行います。
- 生活支援サービスの担い手となるボランティアの育成を支援します。
- 複雑化・複合化する生活課題の解決に向け、属性や世代を問わない相談体制や地域づくりの整備の検討を行います。

3. 在宅サービス・施設サービスの充実

(1) 利用者本位のサービス提供の推進

- ①市民への情報提供 ②相談支援体制の充実 ③介護保険事業者に関する苦情への対応 ④共生型サービスの整備

(2) 介護保険事業の円滑な運営

- ①サービス事業所への指導・助言 ②介護支援専門員への支援（★重点）
③介護給付費等の適正化に向けた取り組みの推進 ④低所得者への配慮
⑤福祉・介護人材の確保及び育成（★重点）

★重点施策

- 介護支援専門員のさらなる資質向上のため、継続した支援を行います。
- 就労に向けた情報提供や研修等の費用補助等を行い、介護人材の確保・定着を推進します。

4. 生涯を通じた健康づくりの推進

(1) 健康づくりを支える環境整備

- ①地域のつながりによる健康づくりの推進 ②健康を支える環境整備とその活用
- ③保健事業と介護予防の一体的事業（★重点）

★重点施策

○保健事業と介護予防を一体的に実施し、健康寿命の延伸につながる仕組みづくりに取り組みます。

(2) 生活習慣病の発症予防と重症化防止

- ①健康教育 ②健康診査 ③健康相談

(3) 介護予防の推進

- ①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業（★重点）
- ④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業（★重点）

★重点施策

○いきいき 100 歳体操など住民主体の活動の場の充実をめざし、地域の育成・支援に努めます。
○地域における介護予防の取り組みを強化するため、リハビリテーション専門員の関与を促進します。

5. 生涯現役の地域づくりの推進

(1) 高齢者の就労支援

- ①就労機会の提供 ②雇用や人材に関する情報提供・相談支援

(2) 生きがい活動への支援

- ①生涯学習活動の推進 ②生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ③ともにつくりあげる居場所づくりの推進 ④自主的活動への支援 ⑤ボランティア活動の推進（★重点）
- ⑥世代間交流

★重点施策

○生きがいのある高齢期を送るため、ボランティア活動の推進を行い、高齢者の社会参加や介護予防の推進を図ります。

(3) ゆうゆう甲賀クラブ（老人クラブ）活動の推進

- ①ゆうゆう甲賀クラブ活動への支援 ②ゆうゆう甲賀クラブ活動との連携 ③ゆうゆう甲賀クラブの加入促進

6. 安全・安心な暮らしができるまちづくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの推進

- ①ユニバーサルデザインの推進に向けた啓発 ②高齢者の利用に配慮した施設・設備の整備・改善
- ③コミュニティバスの利用促進

(2) 安全な生活の支援

- ①災害時における避難行動支援（★重点） ②災害時における福祉避難所協定 ③高齢者地域見守り支援活動事業
- ④緊急通報システム事業 ⑤安否確認安心ダイヤル助成事業 ⑥交通安全対策の推進 ⑦消費者被害の撲滅
- ⑧地域情報通信基盤の活用 ⑨感染症対策に係る体制整備（★重点）

★重点施策

○災害時に備え、平常時からの避難支援の充実や防災訓練活動、地域防災リーダーの育成を推進します。
○感染症発生時においても必要な介護サービスが提供されるよう、適切な情報提供を行い、事業所間の相互応援が機能するよう支援します。

令和3年度からの第1号被保険者の介護保険料

本市の第1号被保険者（65歳以上の方）の令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）の月額保険料基準は5,940円です。

第7期計画期間
(平成30年度～令和2年度)
5,940円 (月額)



第8期計画期間
(令和3年度～令和5年度)
5,940円 (月額)

また、低所得者の負担軽減を図るため、保険料は所得等段階別（12段階）の設定を行います。

	区分	乗数	月額保険料
第1段階	・生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額（課税年金収入に係る雑所得を除く）と課税年金収入が80万円以下の場合	0.48	2,851
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額（課税年金収入に係る雑所得を除く）の合計額が120万円以下の場合	0.63	3,742
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額（課税年金収入に係る雑所得を除く）の合計額が120万円を超える場合	0.75	4,455
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税され、本人が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額（課税年金収入に係る雑所得を除く）の合計額が80万円以下の場合	0.87	5,167
第5段階 (基準)	世帯の誰かに市民税が課税され、本人が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額（課税年金収入に係る雑所得を除く）の合計額が80万円を超える場合	1.00	5,940
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の場合	1.13	6,712
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の場合	1.25	7,425
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の場合	1.50	8,910
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の場合	1.75	10,395
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の場合	2.00	11,880
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の場合	2.25	13,365
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の場合	2.50	14,850

※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療控除などの所得控除をする前の金額です。土地売却等に係る特別控除がある場合は、介護保険料の段階の判定に関する基準の特例として、合計所得金額から、長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。

※課税年金収入額とは、国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

甲賀市第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画【概要版】

令和3年（2021年）3月 発行 甲賀市

〒528-8502

滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

電話：0748-69-2165 F A X：0748-63-4085